

平成23年 3月31日

## 設備資金貸付制度の償還期間延長について

この度の東日本大震災で被災されました皆様には、心からお見舞い申し上げます。一日も早く復旧されますことをお祈り申し上げます。

当公社では、今回の震災による災害対策といたしまして、下記のとおり設備資金貸付制度の償還期間を最長で2年延長することとなりました。つきましては、延長をご希望の方は、下記注意事項をご確認のうえ、「設備資金貸付に係る償還期間延長申請書」及び必要書類を併せてご提出ください。延長方法の詳細につきましては、「償還期間延長の方法について」をご参照ください。

### 記

#### 1 対象者（以下の条件全てを満たす方）

- (1) 平成23年3月11日以前に貸し付けを受けた方
- (2) 地震や津波等の直接的な被害を受けた方

※事業活動に支障が無い程度の軽微な損傷や、風評被害等の間接的な被害については対象となりません。

#### 2 延長期間

2年（最長7年→9年）

#### 3 申請書類等

- (1) 設備資金貸付に係る償還期間延長申請書・・・[ダウンロード](#)
- (2) 償還期間延長の方法について・・・[ダウンロード](#)

#### 【注意事項】

- 償還期間の延長については、被災状況の程度によって承認されない場合があります。
- 公害防止設備で返済が9年以上の貸付及び返済が遅延となっている場合は、対象となりません。
- 償還期間の延長に伴い、1回の返済額が変わる場合（残高を再度均等割する場合）は、新たに返済用の手形を振り出させていただきます。  
（残高を据え置く場合は、支払期日を変更するため訂正印が必要となります。）

<お問い合わせ>

(財)茨城県中小企業振興公社 設備助成課  
水戸市桜川2丁目2番35号 産業会館9階  
Tel 029-224-5318 Fax 029-227-2586